

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合

310-0853
水戸市平須町1-93

tel 029-305-3075
fax 029-305-3317
e-mail iba-kou@mito.ne.jp

員のボーナス月数が民間企業に比べて「非常に高い」訳ではありません。

のを作っても、自社の社員が自社製品を買わなければ企業の収入は減少します。

2016人事院勧告 ～3年連続の引き上げであるもの～

人事院は、8月8日に国家公務員給与に関する勧告と報告を行いました。以下はそのポイントです。

- ①2016年4月の給与を、平均708円(0.17%)引き上げる。
- ②ボーナスを0.1月分引き上げ、4.3月とする。
- ③配偶者に係る扶養手当の見直しを段階的に実施する。
2017年4月から配偶者に係る扶養手当を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、それを原資に子に係る手当額に増額する。
(配偶者6500円、子1万円)

3年連続の引き上げは、労働組合の粘り強いたたかいを一定反映したものであるものの、アベノミクスのもとで、貧困と格差が拡大し、国民の暮らしが悪化していることを考えれば、不十分な引き上げと言わざるを得ません。

以下は、日本の労働者の賃金がどうなっているかをまとめたものです。人事院勧告の内容と合わせて、私たちの賃金について実態を把握しましょう。

普通の労働者の賃金
賃金に関して、各会社(組織)ごとに給料表があります。給料表のどこに初任給が位置づけられるかは会社によって異なります。当然、職種・会社によって初任給額は異なります。

茨城県職員の場合、大卒県立学校教諭は201,200円、大卒行政職は180,100円、高卒行政職は146,800円になっています。

また、定期昇給と呼ばれる制度があつて、毎年決まった月に決められた基準に従って賃金が引き上げられます。当然、定期昇給の引き上げ額は会社(組織)によって異なります。

茨城県の場合、定期昇給額は若い時期は7000円～8000円ですが、40代後半から1000円前後になっています。

ボーナスは毎年、6月と12月に支給されますが、支給月数は会社(組織)によって異なります。

2015年の人事院勧告(人事委員会勧告)では、国家(地方)公務員のボーナスの支給月数を4.2月とするとしました。

茨城県の大卒県立学校の新採教諭の場合、ボーナスは201,200円×4.2月＝年845,040円になります。人事院(人事委員会)勧告におけるボーナスの月数は、その年の民間企業の平均的月数なので、公務



労働組合との交渉(春闘)で賃金が改善される

以上のような賃金制度に加えて、2～3月に行われる労働組合との賃金交渉である春闘によって給料表そのものの改善(ベースアップ)によって、毎年賃金が引き上げられています。

もちろん、経済状況や会社の経営不振によって給料表の改善がなされなかったり、引き下げが行われることもあります。2016年度の人事院勧告は3年連続の引き上げ勧告になりましたが、それまではゼロ回答やマイナス勧告が続きました。

春闘における賃金引き上げは、労働者の賃上げ要求や労働組合の交渉力などに影響されるものですが、賃金も含めた労働条件の改善が会社の生産性の向上につながっているという事実をすべて労働者が認識すべきです。つまり、労働条件の改善は労働者のみではなく、経営者にとっても収入増につながるものということです。

近年の非正規労働者の増加は非正規労働者の個人的な問題にとどまらず、貧困と格差の拡大につながり、国家や地域社会の社会的損失の増大につながっています。も

公務員、私たち教職員の賃金

春闘の結果を受けて、国の機関である人事院が民間給与実態調査を行い、国家公務員賃金と民間賃金との格差をもとに国家公務員給与の改定を求める人事院勧告(人勧)が8月初旬に出されます。勧告は、秋の臨時国会の審議で人事院勧告実施が決定されます。毎年、ほぼ人事院勧告に沿った内容で国家公務員の給与が改善されています。人事院勧告は各都道府県の人事委員会勧告にも大きな影響を及ぼすものとなっています。

地方公務員の場合、各都道府県人事委員会が民間給与実態調査を行い、地方公務員給与と民間企業の賃金の格差を判定し、地方公務員の給与改善勧告である人事委員会勧告を10月に行います。茨城県の人事委員会勧告は毎年10月初旬に出されます。人事委員会勧告の内容は、例年8月の人事院勧告とほぼ同じ内容になっています。

茨城県では、10月の人事委員会勧告を受けて、10月から11月にかけて県当局と地方公務員共闘会議(地公労)との賃金闘争が取り組まれます。具体的には賃上げをいくらするか、ボーナスの月数をいくつとするか、休暇制度の改善

をどうするか、福利厚生制度の改善をどうするかなどが交渉課題となります。

地公労交渉は例年3回の交渉で妥結し、12月の県議会にかけられて、審議の結果、給与改善が実現します。県職員の給与改善は、市町村役場職員や私立学校教職員、次年度の民間企業の賃金改善や地域経済などに与える影響も大きいものです。

昨年度は、安倍内閣が臨時国会開催せずに人事院勧告の実施を閣議決定しなかったことを理由に、茨城県は地公労交渉の妥結を2016年1月まで先送りしました。

私たち労働者の給与（賃金）について、賃金の制度がどうなっているか、改善のために労働組合がどのような役割を果たしているか、賃金を含めた労働条件の改善が社会的にどのような影響力を持っているかなどについては労働者に限らず、主権者教育として高校生などにも学校教育の中で具体的に説明する必要があります。



ストレスチェック全校で9月に実施

1. ストレスチェックの目的

ストレスチェック制度は、2014年6月の「労働安全衛生法」の改正によって作られた制度です。法律では2015年12月から1年間の間に、従業員50人以上の職場はストレスチェックを実施するものとする義務化されました。

法律が改正されたのは、ここ数年職種を問わず日本の企業では、精神疾患（メンタル不全）を理由にして、療休者や退職者、退職者、自殺者が増加している、その対策が急務となっているからです。

茨城県の高校や特別支援学校でも退職者が年に50人を超えることもあるなど、精神疾患（メンタル不全）の問題は、深刻さを増しています。県の総括安全衛生委員会の資料などでは、特別支援学校での精神疾患を理由にした療休者の比率が高くなっています。

茨城県教育委員会は、法律の改正を受けて、2016年9月に全ての県立学校（高校・特別支援学校）でストレスチェックを実施することを決めて、全ての学校に教職員向けチラシと実施要項を配布しています。教職員向けチラシを配布していない学校は早急に配布する必要

があります。

2. ストレスチェックって何

県教委が作成した教職員向けチラシでは、ストレスチェック制度の目的として、①教職員のストレスへの気づきを促す、②ストレスチェックの結果を集団ごとに分析し、職場環境改善の一助とする、の二つをあげ、教職員のメンタル不調を未然に防止するとしています。

ストレスチェックの調査用紙は、57項目の質問に対して「そうだ」「まあそうだ」「ややちがう」「ちがう」の四択で答えるというもので、時間は15分～20分くらいかかるものです。

ストレスチェックの結果、高ストレス者と判定された場合は、本人から管理職に申し出て、医師の面接指導を受けることになります。面接指導に当たっては、管理職は当該教職員の仕事の内容や役割、超過勤務の実態などの資料を提供し、医師は仕事に加重負担がある場合は、改善の勧告を管理職にすることになります。

面接指導を担当する医師は、茨城県の場合、原則各学校の健康管

理医で、各学校で依頼して決めることになっています。

しかし、ストレスチェックを実施した場合、高ストレス者と判定される教職員はそれほど多くなくて、多くは「異常なし」と判定されます。逆に3～5割以上の高ストレス者が出たという職場は異常な職場です。

「異常なし」と判定された場合、ストレスチェックをやる意味があるのかということになりがちですが、ストレスチェックは個人の判定だけでなく、集団ごとの分析も実施されます。衛生委員会などで集団の分析をすることによって、職場の問題点を洗い出し、具体的な改善の検討が義務づけられています。

3. 実施上の留意点

ストレスチェックを実施するにあたっては、以下のような点が留意点になります。

- ①県教委の資料を読み合わせて、ストレスチェックの目的などを全教職員で確認すること。
- ②ストレスチェックは勤務時間中に実施すること。
- ③ストレスチェックを同じ日、同じ時間帯に実施すること。

県教委のチラシでも、ストレスチェックの結果を理由に不利益な取り扱いをすることは禁止されていますと記載されています。

これって変だよ ～研修と学校行事どちらが大事～

この文章を書いている筆者は、数年前2年生の学年主任で、新任学年主任研修に参加した時、3回目の研修が修学旅行の前日で、学年主任としては学校で生徒指導に当たりたいのでどうしたらいいかと相談しました。研修センターの担当者は30分くらい「研修を優先して下さい」を繰り返すだけで話にならないので、「貴方の上司に判断してもらって欲しい」と言って、結果的に校長から文書を出して研修に参加しなくてもよいとなりました。勤めていた学校が、「困難校」で修学旅行の前日に学年主任がいなかったことを、考えることができなかったためにとった行動でした。

今年の7月にもある高校で、新採研修と中学生に対する学校説明会と日時がかぶってしまって、研修を優先して欲しいという研修センターに対して組合が分会と協力して研修の日時を変えてもらいました。学校行事は教員にとって本務です。当然、研修よりも優先されるべきものです。新採教員も学校説明会に参加して学ぶことも多いはずですが、また、学校行事に責任を持つ教員になれるはずですが、